

安城市「まちの自転車屋さん」認定要領

(趣旨)

第1条 この要領は、エコサイクルシティの実現を目的として、自転車利用の利便性を高めるためのしくみづくりに協力する市内の自転車販売店（以下「まちの自転車屋さん」という。）の認定に関し、必要な事項を定めるものとする。

(事業内容)

第2条 まちの自転車屋さんは、次に掲げる事業を行うものとする。

- (1) 空気入れの無料貸出し
- (2) 安城市が行う自転車に関する施策への協力

(申請)

第3条 まちの自転車屋さんになろうとする者は、まちの自転車屋さん認定申請書（様式第1。以下「申請書」という。）を市長に提出するものとする。

(認定)

第4条 市長は、申請書を審査し、適当と認めたときは、まちの自転車屋さんに認定し、まちの自転車屋さん認定書（様式第2）及び認定ステッカーを交付するものとする。

2 まちの自転車屋さんは、認定ステッカーを店舗の入口その他の見やすい所に貼り付けるものとする。

3 まちの自転車屋さんは、認定内容の変更又は認定を辞退するときは、まちの自転車屋さん変更届（様式第3）を市長に提出するものとする。

(認定の取消)

第5条 市長は、まちの自転車屋さんが第2条の事業を行わないときは、認定を取り消すことができる

(市の責務)

第6条 市長は、認定を受けたまちの自転車屋さんの店名等を広く市民に知らせるよう努めるものとする。

(委任)

第7条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成20年6月1日から実施する。